

交野市広告入り窓口封筒の寄付の取扱いに関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、交野市有料広告の取扱いに関する要綱（平成19年2月20日制定）（以下「要綱」という。）に基づき、市民等が本市に来庁し窓口等で交付された証明書等を入れるために使用する窓口封筒について、広告入り窓口封筒（以下「広告入り封筒」という。）の寄付の申し出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(寄付の申し出)

第2条 広告入り封筒を寄付しようとする者（以下「寄付者」という。）は、寄付しようとする広告入り封筒のデザイン、形状、寸法、広告内容等の仕様及び寄付数量等が分かるものを添えて、市民課に申し出するものとする。

(広告掲載の基準)

第3条 要綱に定めるもののほか、次の各号に該当する広告は掲載しないものとする。

- (1) 広告商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの
- (2) 風紀上好ましくないとと思われる表現のあるもの
- (3) 男女間の交際を仲介すること等を目的とするもの
- (4) 脅迫、暴力その他犯罪行為を示唆、誘発するおそれのあるもの
- (5) 自己の優位性を強調するために他を中傷したり、引き合いにしたもの
- (6) 他人の名誉や人権を傷つけ、または不快な印象を与えるおそれのあるもの
- (7) 表現が虚偽、又は誇大で事実と異なるもの
- (8) 法令の規定に違反するものや、行政の信用や執行に支障を及ぼすもの
- (9) 特定の個人の氏名を宣伝するおそれがあるもの
- (10) 政治問題の主義主張を内容とするもの
- (11) その他広告入り封筒に掲載することが不相当と判断できるもの

(寄付者の選定)

第4条 寄付者の選定にあたっては、寄付にあたっての条件、寄付の内容、他の地方公共団体における実績等を考慮し、要綱第7条に基づき有料広告関係会議により1年間1者を決定する。

(確認書の締結)

第5条 交野市は、広告入り封筒の寄付の申出をした寄付者と、寄付の受け入れに関し確認書を締結するものとする。

2 寄付の受け入れは、確認書を締結した寄付者から限るものとし、二者と同時に確認書を締結しない。

(広告入り封筒の変更及び修正)

第6条 寄付者は、広告入り封筒に印刷する内容等を変更しようとするときは、変更の3ヶ月前までに、必ず変更案を添えて市と協議を行い、その変更内容が第3条に該当するときは、寄付者に修正を求めることとする。

(苦情の処理及び回収)

第7条 広告入り封筒に関する市民等からの苦情や疑義については、寄付者が一切の責任を負うものとし、広告内容及び広告主に問題が生じた場合は、速やかに相互に通知するとともに、寄付者は当該広告入り封筒を回収し、代替の封筒を市に提供するものとする。

(確認書の解除)

第8条 市は、寄付者が本基準に従わないとき、又は寄付者からの解除の申出があったときは、これを解除し、寄付者に対して広告入り封筒の全てを回収させるものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この基準は、平成20年1月10日から施行する。